

# 産前産後期間の 国民健康保険税が免除されます！




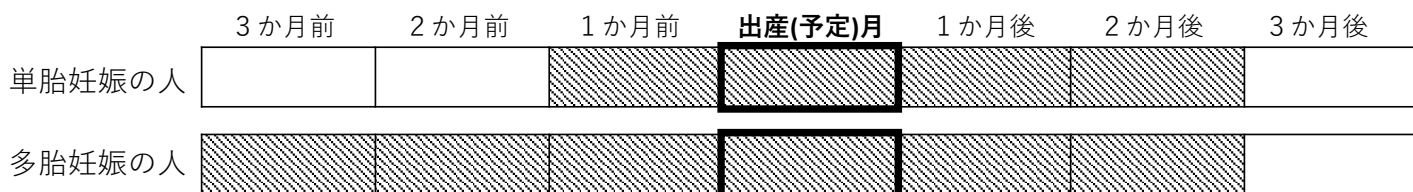
子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険加入者で出産される人の産前産後期間の国民健康保険税が免除される制度が、令和6年1月から始まります。

## 免除の対象となる人

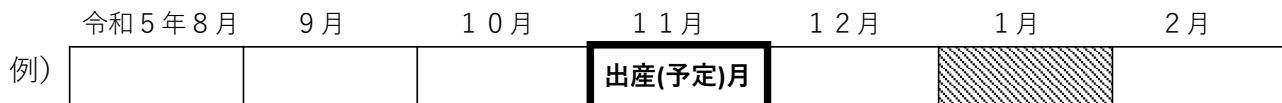
令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険加入者本人  
※妊娠85日（12週）以上の出産が対象（死産、流産なども含む）

## 免除される保険税

出産月または出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から  
出産月の翌々月相当分の所得割額と均等割額  …免除対象期間



(注意) 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



## 届出をお願いします！

出産予定日の6か月前から届出いただけます。出産後の届出も可能です。  
下記書類をご用意いただき、燕市役所税務課（2階7番窓口）まで提出してください。郵送による届出も受け付けています。

## 届出に必要なもの

- ①届出書（税務課窓口に用意してあります。燕市ホームページからも入手可能です。）
- ②出産日または出産予定日、単胎妊娠か多胎妊娠の確認ができるもの（母子健康手帳など）
- ③個人番号の確認ができるもの（世帯主と出産される人の両方が必要です。）
- ④本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
- ⑤【別世帯の人が届出される場合】世帯主からの委任状

※郵送による届出の場合は、上記①の記入と②～④のコピーの添付をお願いします。



## 【届出先・問い合わせ先】

燕市役所 税務課市民税2係 2階7番窓口  
電話：0256-77-8144（係直通） ※受付は開庁日8：30～17：15